

適正処理ガイドライン ver2 補遺版に向けて

平成28年7月20日(水)

全国アスベスト適正処理協議会 公開セミナー資料
コンサル部会長 清水博.

協議会 設立からの経緯と環境変化ー1

アスベスト問題は製造から解体におけるの適正処理へ

「アスベスト問題に係る総合対策」(平成17年12月27日)

- ①既存の法律で救済されない被害者を救済するための新法の制定
- ②アスベストの製造、新規使用等の早期全面禁止
- ③建築物の解体時等における飛散・ばく露の防止対策の強化
- ④既存建築物におけるアスベスト含有建材の使用実態の調査とそのフォローアップなどを行うこととされた。

協議会 設立からの経緯と環境変化-2

アスベストの適正処理へ

全国アスベスト適正処理協議会設立 平成19年6月

～全国アスベスト適正処理協議会～

・関係団体及び有識者の幅広い提携の下、アスベストの適正な処理の手順を確立し、安心できる作業環境及び生活環境を確保することを旨とする

・民間企業、業界団体が参加、行政や有識者と連携して推進
・活動内容

- ①アスベストの現状把握と危険性及び適正処理推進の普及啓発
- ②適正処理を推進するための認定資格制度の創設
- ③測定・分析に関する事業
- ④除去・処理の研究開発、普及事業
- ⑤無害化システムの研究開発、普及事業
- ⑥アスベスト排出における電子 manifests の普及
- ⑦その他アスベスト廃棄物に関する事業

・設立日時 2007. 6. 22 設立総会を開催して

アスベスト適正処理ガイドライン 平成21年9月

ガイドラインの構成

- ・ガイドライン作成の社会的背景
- ・適正処理者の説明責任と倫理
- ・アスベスト適正処理と評価の役割
- ・適正処理ガイドライン(ガイドラインの主たる内容)

・各部会ミッションにて、適正処理の各種マニュアル、方策を整理し、平成21年9月に発行。

東日本震災を教訓として 平成23年

⇒提言へ(企業・行政への注文)

日常時(被災に学ぶ対応)

環境リスク(アスベスト)の存在の見える化
無害化乃至は除去の徹底
飛散防止策・**囲い込み・封じ込めの限界**

建物所有者への安心・安全環境づくりの支援策
・リスクの有無・**診断および積極的対応策への支援**
・(東京都の緊急避難経路の簡便化と同様な施策)

非常時

可視化された環境リスクと被災のマッチング
二次災害防止

応急判定・被災度判定時、**建築安全性調査と環境リスク調査の一体化**

アスベスト飛散リスクの低減に向け 優良事業者認定制度

アスベスト適正処理協議会 平成25年3月6日

問題意識
協議会の姿勢と体制

優良事業者の認定
資料

認定の公共性・中立性
委員会・検閲リスト

優良事業者認定に向けて 平成25年

協議会 設立からの経緯と環境変化-3

建物所有者・施設管理者そして解体施行者に対し厳しい現実

最高裁判決 最判平成23年7月

「**建物としての基本的な安全性を損なう瑕疵**」とは、居住者等の生命、身体又は財産を危険にさらすような瑕疵をいい、建物の瑕疵が、居住者等の生命、身体又は財産に対する現実的な危険をもたらしている場合に限らず、当該瑕疵の性質に鑑み、これを放置するといずれは居住者等の生命、身体又は財産に対する危険が現実化することになる場合には、当該瑕疵は、建物としての基本的な安全性を損なう瑕疵に該当すると解するのが相当である。

(2) 以上の観点からすると、当該瑕疵を放置した場合に、鉄筋の腐食、劣化、コンクリートの耐力低下等を引き起こし、ひいては建物の全部又は一部の倒壊等に至る建物の構造耐力に関わる瑕疵はもとより、建物の構造耐力に関わらない瑕疵であっても、これを放置した場合に、例えば、外壁が剥落して通行人の上に落下したり、開口部、ベランダ、階段等の瑕疵により建物の利用者が転落したりするなどして人身被害につながる危険があるときや、漏水、**有害物質の発生等により建物の利用者の健康や財産が損なわれる危険があるときには、建物としての基本的な安全性を損なう瑕疵に該当する**が、建物の美観や居住者の居住環境の快適さを損なうにとどまる瑕疵は、これに該当しないものといふべきである。

会計規則の変更 平成22年

■資産リスクに直結する動き

- ・資産除去債務に関する会計基準(案)及び運用指針(案)が2007年末に公表され、2010年度から施行。これは、**固定資産の除去に関する費用について、「将来の債務」として認識し、財務諸表に記載するもので、これらの費用には、固定資産の除去の際に必要なアスベスト、PCBなどの環境対策費用も含まれる場合があり、「環境債務」の認識及び開示も含まれる。**

アスベスト適正処理へのインセンティブ、責任の増大

建築物解体時のアスベスト除去費用
アスベスト6種に加えウィンチャイト/リヒテライトの2種

協議会 設立からの経緯と環境変化－4

法令関係の改定と含有建材処理の厳格化

大気汚染防止法改正 平成25年6月

- ①施工者から発注者への届出義務者の変更、
- ②施工者に対するアスベスト含有建材の使用状況に係る事前の調査の義務付け、
- ③都道府県等による立入検査の対象範囲の拡大

石綿則改正平成26年3月

吹き付けられた石綿の除去などについての措置
レベル2 の アスベスト含有建材についても、その劣化、損傷等によるばく露防止措置の実施が義務付け

建設業法改正平成28年6月

建設業法に解体工事が新業種として施行 アスベスト処理が要件

協議会 設立からの経緯と環境変化－5

安全性の確保のための現行法令の施行状況に対する厳しい勧告

・総務省勧告 平成28年6月

- 建築物の解体時等におけるアスベスト飛散・ばく露防止対策
 - (1) 事前調査の適正な実施の確保
 - (2) 関係法令に基づく届出情報の共有と活用の促進
 - (3) 事前調査結果等の適切な揭示の確保
 - (4) 大気中へのアスベストの飛散防止の徹底
 - (5) 立入検査の実効性の確保
 - (6) レベル3 のアスベスト含有建材の適切な処理の推進
- 災害時におけるアスベストの飛散・ばく露防止対策
- 建築物等におけるアスベスト含有建材の使用実態の把握
 - (1)アスベスト使用実態調査の適切な実施及び拡充
 - (2)アスベスト台帳の整備の促進

適正処理ガイドライン 補遺版の6つ要点

- 以上計画とアスベスト適正処理に対する環境変化を踏まえ
アスベスト適正処理ガイドライン(平成21年9月)からの変更整理加筆項目としては

- 1. 前ガイドラインから変更された法令／基準 **改正の整理**
- 2. ガイドラインにおける建物所有者・施設管理者およびその代行者である **設計／監理者の役割の整理**
- 3. 調査・分析・解体施工・廃棄処理だった適正処理の流れに加え、「**届出・コミュニケーション**」項目を加筆
- 4. 前ガイドラインの届出等業務一覧・フローに加え、**各法令による罰則**を整理
- 5. 法令にない現状における **含有建材の適正処理**の動向を整理
- 6. 東日本大震災の教訓をもとに **非常時の対応**の整理

最後にー アスベスト適正処理協議会は

- 是々非々を標榜する第三者的立場の確立し
- 参加する優良事業者への支援を通して、
- **アスベストのリスクを除去・処理の適正化**を成就すること。

そして

- 協議会参加者、各部会の横断的情報交換を通し、ステークホルダーが参加できる「**場**」を設え
 - 協議会の活動を通し **アスベスト(建物)所有者の満足度**を高め
 - **「安心／安全な環境」が実現**できるよう遂行していく“**場**”である。
- 積極的な参加をよろしくお願いいたします。

- 以上